#### 議案第47号

向日市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

向日市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を制 定する。

よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項 第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月25日提出

## 提出者

向日市議会議員	飛鳥	- 計	佳	子
IJ	石	田	眞由	美
IJ	上	田		雅
IJ	太	田	秀	明
IJ	小	野		哲
IJ	富	安	輝	雄
IJ	永	井	照	人
IJ	長	尾	美乡	き子
IJ	福	田	正	人
IJ	松	本	美由	ョ紀
IJ	村	田	光	隆
II.	和	島	_	行

# 条例第 号

向日市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

向日市議会の議員の定数を定める条例(平成14年条例第20号)の一部を次のように改正する。

## (下線部分は改正部分)

改正	現 行
向日市議会の議員の定数は、地方自治法(昭和	向日市議会の議員の定数は、地方自治法(昭和
22年法律第67号) 第91条第1項の規定によ	22年法律第67号) 第91条第1項の規定によ
り、 <u>18</u> 人とする。	り、 <u>20</u> 人とする。

# 附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の向日市議会の議員の 定数を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される向日市 議会議員の一般選挙から適用する。